

## 入札保証金について

☆入札保証金の額は、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とします。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

※見積る契約金額とは、消費税を含む金額です。

### 納付書による方法

(納付方法)

- ①第2号様式の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和4年3月31日(金)正午までに、当課に提出する。(ファクスで送信する場合は、電話で当課に受信確認を行うこと。また、後日原本を提出のこと。)
- ② 納付書を発行するので、当課で受付で受取り、納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納付する。
- ③ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ④ 入札前までに国民健康保険課担当者へ受領書の写しを提出する。

(入札保証金の還付)

・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合は、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

・落札しなかった場合は、第5号様式の入札保証金還付請求書を国民健康保険課へ提出し、約2週間後に指定された口座に振り込む。

## 関係法規抜粋

### ○地方自治法施行令抜粋

(契約保証金)

第百六十七条の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。 →沖縄県財務規則

### ○沖縄県財務規則抜粋

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 →少額：50 万未満

(証明書の呈示)

第 104 条 入札に参加しようとする者又は契約を結ぼうとする者は第 100 条第 2 項及び第 101 条第 2 項の規定により保証金の全部の納付を免除された場合を除き、保証金が納付済であることを証する書類を入札又は契約するときに契約担当者に呈示しなければならない。

(保証金の還付)

第 105 条 入札保証金は、法第 234 条第 4 項に該当する場合を除き、落札決定後に、契約保証金は、法第 234 条の 2 第 2 項本文の規定に該当する場合を除き契約履行の確認又は検査終了後に還付する。